

# 「高齢者フレンドリー」な社会をつくる官民連携プラットフォームの 社会的な意義を広く発信するキャンペーン業務 企画提案仕様書

## 1 業務名

「高齢者フレンドリー」な社会をつくる官民連携プラットフォームの社会的な意義を広く発信するキャンペーン業務

## 2 業務の目的

本業務は、超高齢社会に対応する公共私との連携に関する提言書（以下「提言書」という。）の実現に向け、「高齢者フレンドリー」な社会をつくる官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の社会的な意義を広く発信することを目的とする。

## 3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

## 4 業務の内容

提言書の内容を確認し、県が構築する広域的なプラットフォームの社会的な意義をわかりやすく整理したうえで、プラットフォームを通して生まれた出会い、参加者の気づき、具体化に向けた話し合い、派生して生まれた取組等をわかりやすく情報発信することで、プラットフォームへの参加気運の醸成につながる効果的なキャンペーンの手段や方法を提案すること。

プラットフォームの運営内容は、県が別途公募している、「高齢者フレンドリー」な社会をつくる官民連携プラットフォーム運営業務（以下「プラットフォーム運営業務」という。）の企画提案仕様書「4 業務の内容」に記載の例示を参考にすること。

また、次の留意点を考慮した提案を行うこと。

### （留意点）

- ① プラットフォームの社会的な意義及びキャンペーンの目標を明確に説明すること。
- ② プラットフォームの社会的な意義を特に知らせたいターゲットを設定し、その理由を説明すること。
- ③ キャンペーン専用 Web サイトを構築し、掲載する Web コンテンツを提案すること。Web コンテンツには、昨年度県が作成した「高齢者の生活状況調査結果（Web 版）」を含めること。
- ④ Web コンテンツの制作において工夫する点を説明すること。Web コンテンツの他に制作するものがあれば、その内容を説明すること。
- ⑤ キャンペーンの効果を測る方法を説明すること。
- ⑥ その他、提言書で示された「公共私との連携が目指すべきゴール（高齢者介護・生活支援のイメージに限定しない幅広いサービスの「高齢者フレンドリー化」）又は「従来の介護保険領域における発想の転換」に寄与する自社として可能な取組を検討し、キャンペーンの手段や手法に反映した独自提案を行うこと。

## 5 業務スケジュール

県が別途公募しているプラットフォーム運営業務の企画提案仕様書「5 業務スケジュール」の例示を参考に、キャンペーンのおおまかな業務スケジュールを提案すること。

なお、業務スケジュールの詳細は、県、プラットフォーム運営業務の受託者、及び本業務の受託者として調整のうえ決定する。

## **6 業務の実施体制**

業務を適切かつ迅速に執行できる組織体制として、次のとおり人員を配置の上、業務を行うこと。

- (1) 業務に従事する担当者の割り当てや統制など、十分な執行体制をとること。
- (2) 業務を的確に実施できる専門的知識や遂行能力を有し、過去に類似の業務経験がある担当者を配置すること。
- (3) 業務に従事する担当者に変更が生じないようにすること。やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合は、同等以上の能力を有している者を配置すること。
- (4) 業務を総括する責任者を1名配置し、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑かつ安全な実施のため定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

## **7 業務実施の手順**

- (1) 受託者は、業務実施に先立ち、事業実施計画、実施体制計画及び業務スケジュール等を契約後速やかに作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、進捗状況等を委託者に定期的に報告するほか、必要に応じて委託者との打ち合わせを行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて適切に処理すること。
- (4) 受託者は、委託者が業務の進捗状況を把握するため資料等を要求した場合は、速やかに対応すること。

## **8 業務の再委託等**

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。
  - ① 契約金額の50%を超える業務
  - ② 企画判断、管理運営、技術的助言などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 受託者が第三者と連携、協働又は再委託（以下「連携等」という。）により業務の遂行を図るときは、当該第三者に生じる謝金、交通費、再委託料等については、受託者が責任をもって必要な精算を行うこと。
- (3) 受託者が第三者との連携等により業務の遂行を図る場合において、当該第三者の業務に関して不法行為責任が生じた場合は、受託者が責任をもって処理すること。

## **9 成果品の提出**

- (1) 成果品  
委託業務で実施された事項は、すべて成果事項として取りまとめるものとする。
  - ① 業務実施報告書及び概要版 各1部
  - ② 業務実施報告書及び概要版の電子データ 1枚（DVD-ROM ※印刷できる様式）
  - ③ 本委託業務に関連して制作した制作物（制作等に要したデータ等を含む）
  - ④ その他県が必要と認める書類等なお、作成された成果品の著作権は、沖縄県に帰属する。
- (2) 著作権  
本委託業務における成果物の著作権及び所有物は、沖縄県に帰属する。ただし、業務の執行にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 10 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令に則して適切に管理すること。
- (2) 受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議することとする。
- (3) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

### (参考)

超高齢社会に対応する公共私連携に関する提言書及びプラットフォーム運営業務の公募情報については、次の Web サイトを参照のこと。

- 令和 6 年度超高齢社会に対応する公共私連携に関する万国津梁会議  
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/koreifukushi/1007249/1032312/index.html>
- 「高齢者フレンドリー」な社会をつくる官民連携プラットフォーム運営業務の企画提案募集について  
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025074/1032419/1034608.html>